

第6編 東海地震に関する事前対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の目的

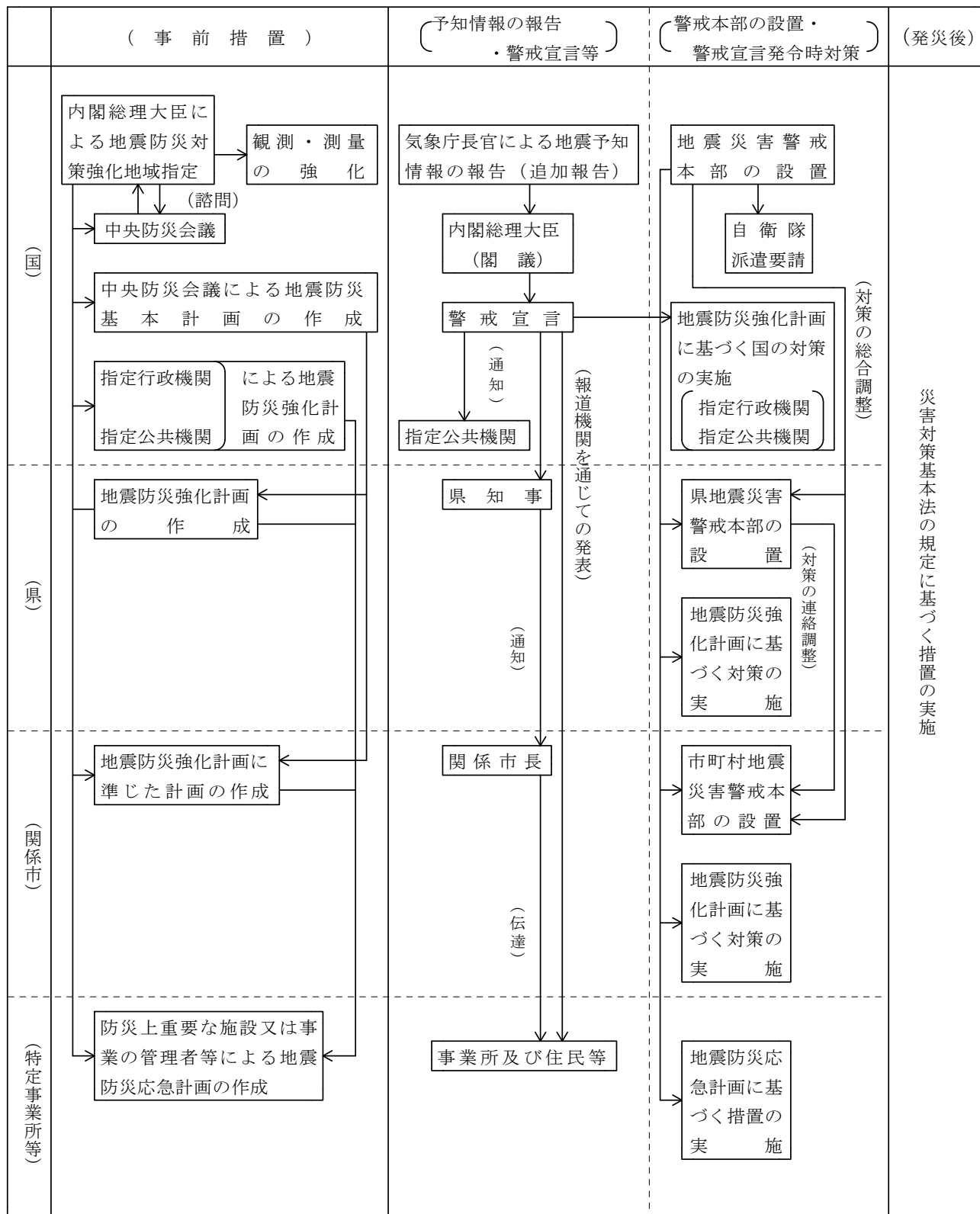
この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定を準用し、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき対策を中心に定め、東海地震の事前対策の推進を図ることを目的とする。

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等のとるべき事前措置の基本的事項を定める。
- 2 この計画は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関連する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられたときから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に定める。
- 3 県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、この計画に基づいて、それぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施する。
- 4 東海地震に対する全県一体となった事前対策を推進するため、大震法第3条の規定に基づく強化地域に指定されていない特別防災区域においても必要な事前対策を定める。

| 情報の種類 | 情報の内容 | 配備体制 |
|-------------------|--|---|
| 東海地震に関連する調査情報（定例） | 毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報 | — — |
| 東海地震に関連する調査情報（臨時） | 東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される情報 | 平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い人員を増員し、必要な対策が行える体制 |
| 東海地震注意情報 | 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報 | 情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制 |
| 東海地震予知情報 | 東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報 | 事前の応急対策及び地震が発生した時、災害対策が円滑に行える体制 |

第2節 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第2章 東海地震に関する予防対策計画

東海地震が発生した場合に、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、その他の災害の発生及び拡大を防止するため、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「東海地震注意情報等」という。）発表時並びに警戒宣言発令時において実施する地震防災応急対策を事前に整備する必要がある。

このため、県、関係市等の防災関係機関は、特定事業所等に対する指導を強化するとともに、地震防災上必要な教育、広報及び防災訓練を実施して、地震防災応急体制の確立を図る。

第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、大震法に規定する地震防災応急計画に準じた計画等を作成し、東海地震注意情報等が発表された場合及び警戒宣言が発令された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

(1) 計画等を策定すべき事業所

- ア 石災法第2条に規定する特定事業所
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所
- ウ 消防法第14条の2第1項に定める「予防規程」を定めなければならない事業所
- エ その他、防災関係機関が計画等の策定の必要を認めた事業所

(2) 計画等の内容

特定事業所等が作成する地震防災対策応急計画等については、各指導機関が定める基準等によるものとし、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時において必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。

地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。

ア 地震防災応急組織及び動員に関すること

事業所の機構及び実態に応じて、応急措置が確実かつ系統的に実施できる組織を定める。

特に、通常勤務体制時と夜間、休日体制時に分けて整備するよう努める。

(ア) 応急措置を行うための組織編成及び業務分担の明確化

(イ) 応急措置業務責任者不在時における代行者の指定

(ウ) 動員を要する職員の範囲、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における自主参集方法等の明示

イ 東海地震注意情報等及び警戒宣言の発令情報の受伝達に関すること

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の受理体制及びその内容を全従業員に確実かつ速やかに周知させる伝達系統及び方法について定める。

ウ 危険物、高圧ガス施設等の運転及び作業の停止等に関すること

地震発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、危険物、高圧ガス施設等については、緊急に停止した場合に危険が発生する施設を除いて、操業の停止若しくは制限することを原則とし、各施設の実態を十分配慮した具体的措置の手順方法を定める。

エ 緊急停止措置に係る免責規定

地震発生時に装置等を緊急停止する場合における免責規定を準備する。

オ 危険物施設等の安全措置に関すること

(ア) 屋外危険物タンクの液面の平均化

(イ) 装置、配管等のバルブ類の閉止

(ウ) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置

- カ 事業所構内の一般的制限措置等に関すること
 - (ア) 火気使用施設等の使用の停止及び制限措置
 - (イ) 協力会社等の工事の中止及び制限の指示とそれの場合の安全措置
 - (ウ) 事業所構内の出入制限及び関係者以外の者に対する対処、避難誘導措置
 - (エ) タンクローリー、船舶等の退避等の措置
- キ 施設・整備及び防災資機材等の整備点検に関すること
 - (ア) 緊急停止装置及び緊急しや断弁等の緊急制御装置
 - (イ) 散水設備、除害設備、ガス漏れ検知警報等設備等の保安設備
 - (ウ) 放送設備、無線設備等の通報設備
 - (エ) 防災上重要な設備に係る非常用電源設備等
- ク 自衛防災組織等に関すること
 - (ア) 消防車両等自衛消防組織の警戒配備
 - (イ) 貯水槽その他の消防用設備等の機能確認
 - (ウ) その他の防災資機材等の確認配備
- ケ 関係事業所等との連携協力に関すること

関係事業所等との連絡及び相互協力事項について定める。
- コ 地震防災に関する教育、広報及び訓練に関すること

職員（協力会社職員も含む。）に対する定期的な教育及び訓練の実績について定める。
なお、周辺の地域住民への広報についても定めておくよう努める。
- サ その他の必要事項

2 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

特定事業所等は、職員及び協力会社の職員に対し、事業所全体又は各所属を単位として、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の応急措置をはじめとする必要な防災教育を、年間教育計画を定めて実施する。

- ア 東海地震注意情報等及び警戒宣言の性格並びにこれに基づく具体的応急措置の内容
- イ 東海地震に関する知識
- ウ 正確な情報の入手方法
- エ 東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の各自の任務分担
- オ 今後地震対策として取り組む必要がある課題

(2) 防災訓練

特定事業所等は、地震防災応急対策について円滑な実施を図るため、年間計画を定めて、事業所全体又はそれぞれの応急措置等について訓練を実施する。

また、特定事業所等は、防災関係機関、特別防災区域協議会及び共同防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域全体の防災体制の強化に努力する。

第2節 防災関係機関

防災関係機関は、独自に又は他の機関と協力して、地震防災上必要な教育、広報及び訓練を実施する。

1 防災教育及び広報の実施

(1) 防災関係機関の職員に対する教育

県、関係市等の防災関係機関は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の応急対策

を的確に実施するため、それぞれの職員に対し、必要な防災教育を実施する。

(2) 特定事業所等に対する教育及び広報

県、関係市等の防災関係機関は、特定事業所の防災管理者等に対し、研修会、講習会等を利用して、定期的に又は随時に防災に関する必要な事項を実施する。

また、地域住民等に対しては、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時にとるべき石油コンビナート等防災対策の内容について周知を図るため、日頃から広報に努める。

2 防災訓練の実施

県、関係市等の防災関係機関は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、独自に又は合同で定期的に防災訓練を実施する。

第3章 東海地震に関する地震防災応急対策

県、関係市等の防災関係機関並びに特定事業所等は、東海地震注意情報等の発表から東海地震が発生するまでの間において、災害の発生及び拡大の防止又は被害の軽減を図るため、地震防災応急対策を実施する。

第1節 石油コンビナート等防災本部の活動体制

東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策に係る組織は、第2編 防災組織第1章防災本部に定める防災本部による災害時対応に準じた活動体制とする。

1 防災本部

(1) 本部員の招集

防災本部長は、警戒宣言が発令された場合、県庁内の災害対策本部室に本部員を招集する。この場合、大震法に基づく県地震災害警戒本部と一体となった運用を図る。

(2) 合同本部会議の開催

防災本部会議を開催する場合は、県地震災害警戒本部と合同で会議を開催し、統一的かつ、総合的な地震防災応急対策等を実施する。

(3) 防災本部事務局

防災本部の事務は、県地震災害警戒本部統制部と統一的に実施する。

2 現地本部

(1) 設置

防災本部長は、警戒宣言が発令された場合、関係市に現地本部を設置する。

(2) 運営

ア 合同本部会議の開催

現地本部長は、現地本部員を招集し、現地本部会議を開催する場合において市災害対策本部と一体的運営を図ることが必要と認めるときは、合同本部会議を開催する。

イ 現地本部事務局

関係市の現地本部事務局は、それぞれの市災害対策本部の事務局と統一的に実施する。

第2節 東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の受伝達及び広報

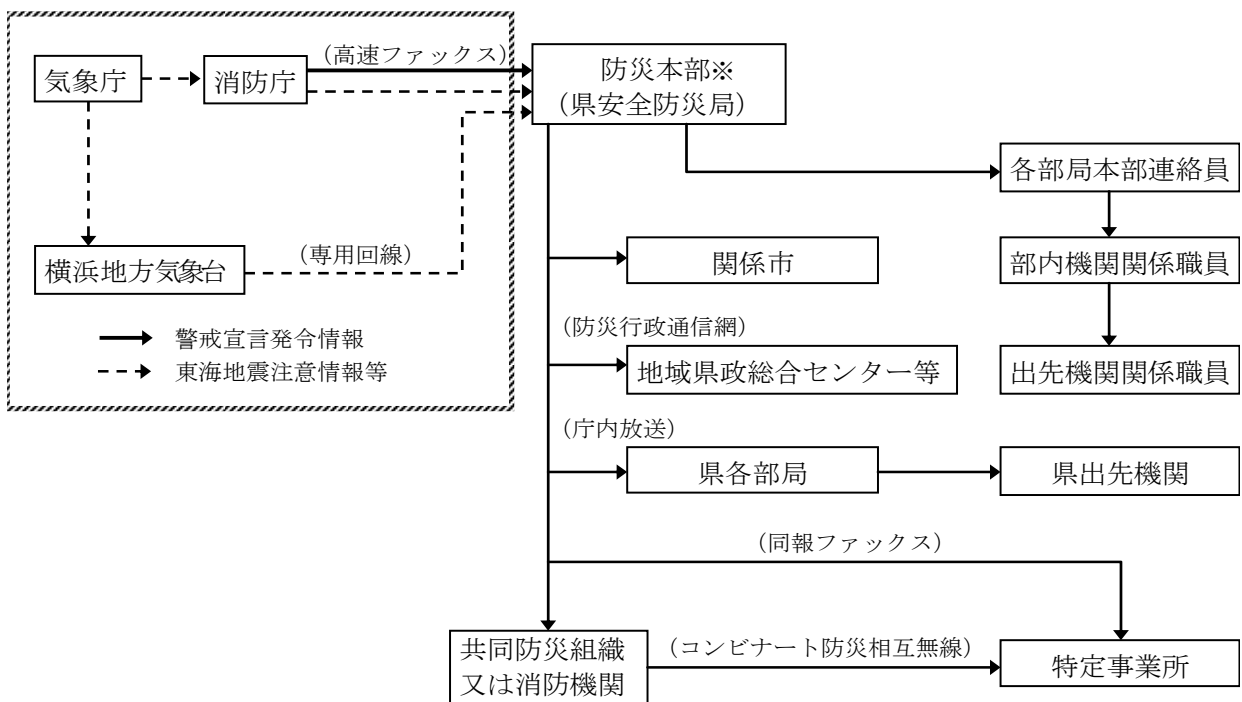
東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の受伝達及び広報に関し、次のとおり必要な事項を定め、迅速かつ確実に実施する。

1 防災関係機関等の受伝達

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報に関する連絡報の伝達は、次の系統図により行う。

ア 伝達系統



※ 「防災本部（県安全防災局）」は、勤務時間外にあっては、「防災本部（県安全防災局当直員）」とする。

イ 伝達内容

- (ア) 防災本部は、東海地震注意情報等を伝達するほか、必要な活動体制等に入ることを指示するとともに、事後の連絡担当者の相互確認を行い、関係市に対して現地本部の設置準備に入るよう指示する。
- (イ) 防災本部は、警戒宣言発令を伝達するほか、必要な活動体制に入り、関係市に対し現地本部の設置を指示する。
- (ウ) 防災本部は、東海地震注意情報等の解除に関する情報が発表された場合は、活動体制等を解除するよう速やかに伝達する。

2 地域住民等への広報

- (1) 住民等に対する東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の伝達
 県、関係市等の防災関係機関は、住民等に対する情報の伝達を次のとおり実施する。

| 防災関係機関 | 情報伝達（広報）方法 |
|-----------|---|
| 県 | テレビ・ラジオ放送、ヘリコプターによる広報 |
| 関係市（災対本部） | テレビ・ラジオ放送、広報車、サイレンの吹鳴、同報系防災無線、メール等による広報 |
| 関係市（消防） | 広報車、ヘリコプターによる広報 |
| 県警察本部 | パトロールカー、ヘリコプターによる広報 |
| 報道機関 | テレビ・ラジオ放送、新聞等 |

- (2) 東京湾在泊及び航行船舶への東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の伝達
 第三管区海上保安本部は、東京湾在泊及び航行船舶に対する情報の伝達を実施する。

第3節 東海地震注意情報等及び警戒宣言発令時における警戒措置

1 特定事業所等における警戒措置

警戒宣言が発令された場合、特定事業所等は、第一次的に地震災害の未然防止を図るため、それぞれの地震防災応急計画等に基づき、次の措置を実施する。

なお、東海地震注意情報等を受理した時から、保安要員を確保し、応急対策実施の準備に努める。

- (1) 地震防災応急組織の確立と東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の内容の全従業員への周知徹底
- (2) 危険物施設の操業の停止又は制限
- (3) 高圧ガス製造施設の運転及び作業の停止及び停止準備
- (4) 屋外タンクの油量の平均化
- (5) 装置、配管等のバルブ類の閉鎖
- (6) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置
- (7) 焼入油等の漏油防止措置
- (8) 一般火気使用施設、器具の使用停止又は制限
- (9) タンクローリー等の退避、保安措置
- (10) 構内工事、作業の中止又は制限
- (11) 事業所構内への出入制限、関係者以外の退所、避難誘導
- (12) 緊急停止装置及び緊急しゃ断弁の整備点検
- (13) 散水、除害設備等地震防災設備の整備点検
- (14) 自衛防災組織等の警戒配備、防災資機材の確認配備
- (15) その他の地震防災上必要な措置

2 消防機関における警戒措置

関係市消防機関は、東海地震注意情報等の発表及び警戒宣言の発令という事態に対応して、あらかじめ定めてあるそれぞれの消防計画等に基づき、警戒体制を確立し、警戒応急措置を迅速かつ的確に実施することにより、地震時の災害の未然防止と災害発生時の初期対応に万全を期する。

なお、消防機関が実施する警戒応急活動体制の確立と警戒応急措置は次の例による。

- (1) 地震防災に関する警戒警備本部の設置
消防機関は、東海地震注意情報等を受理した場合、消防の全組織をあげた地震防災に関する警戒体制を確立するため、局（本部）に警備本部、署に地区（方面）本部を設置する。
- (2) 地震予知情報等の収集及び連絡体制の確立
東海地震注意情報等の受理に伴い、関係職員及び署への連絡を迅速に実施するとともに、その後の地震予知情報等の収集、伝達体制を確立し、継続的情報の入手に努める。
- (3) 職員の動員
 - ア 非勤務職員（非直員等）は、参集命令又は東海地震注意情報等を覚知したときは、それぞれの定められた動員方法、区分に従い、速やかに参集する。
 - イ 参集時の留意事項
 - (ア) 参集手段
通常利用している交通機関が運行している場合は、これを利用し、運行されていないときは、自転車、オートバイ又は徒歩により指定の場所に参集する。
 - (イ) 参集途上において地震が発生した場合の措置
参集途上に地震に遭遇し、指定の場所に参集することが困難な場合は、最寄りの署所に参集し、その参集署の地区（方面）本部長の指揮下に入る。

(4) 配備体制

ア 消防隊等の編成

- (ア) 当直勤務職員により編成される消防隊及び救急隊等
- (イ) 非勤務参集職員による増強消防隊及び救急隊等
- (ウ) 地区（方面）本部の日勤職員により編成する応援消防隊等

イ 消防隊等の配備

- (ア) 当直消防隊等の配備は、原則として通常の署所配備とする。
- (イ) 増強消防隊及び応援消防隊等は、消防計画等に従い、あらかじめ定められている場所に配備する。

ウ 警戒配備中の消防隊等の災害出場

- (ア) 警戒配備中の通常災害については、原則として当直消防隊等が出場する。
- (イ) 増強消防隊等は、地区（方面）本部長の指示により出場する。

(5) 警戒活動

消防機関における警戒活動等は、原則として警戒宣言発令以前と発令後に区分して実施する。
地域に対する警戒活動の実施は、警戒宣言発令後とし、それ以前は、消防機関内部の警戒体制の整備増強、警戒活動準備体制の確立を図ることにあり、その重要事項は次のとおりとする。

ア 警戒宣言発令以前の基本的警戒措置

- (ア) 地震防災に関する警戒警備本部〔地区（方面）本部〕の開設
- (イ) 情報収集体制の確立
- (ウ) 非勤務職員の動員及び参集人員の確認
- (エ) 消防隊等の編成
- (オ) 管内状況の把握方法、警戒配備の確認検討
- (カ) 出火防止等の警戒広報、指導活動の準備完了
- (キ) 庁舎、車両等の防護措置、通信機器の点検、食糧・寝具・衣料品、宿泊施設及び燃料等の確認、確保

イ 警戒宣言発令後の基本的警戒措置

- (ア) 無線統制の実施
- (イ) 消防隊等の巡回による管内状況の調査活動
- (ウ) 出火防止等の警戒広報活動の実施
- (エ) 重要防ぎょ地区、重要対象物等に対する警戒配備の実施

(6) その他必要な措置

3 第三管区海上保安本部における警戒措置

(1) 配備、即応体制の確立

第三管区海上保安本部に「第三管区海上保安本部地震災害対策本部」を設置し、所属する船艇、航空機に食糧・飲料水・燃料のほか、必要に応じ防災資機材、通信機器、職員等を搭載のうえ、東京湾海域に出動させ、若しくは即応体制をとる。

(2) 船舶に対する東海地震注意情報等の伝達

東海地震注意情報等が発表及び警戒宣言が発せられた場合、東京湾内船舶に対して東海地震注意情報等の内容を次により伝達、広報する。

ア 湾内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇及び航空機を適宜湾内及びその周辺海域に巡回させ、拡声器、横断幕等により周知する。

イ 東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センター並びに横浜、東京、及び川崎の各港内管制室の機能を活用して周知する。

ウ 航行船舶に対しては、運用司令センターを通じ安全通報により周知する。

(3) 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 港内における旅客船及び危険物積載船等に対する移動命令、入港制限等の規制
- イ 東京湾内の航路及びその周辺海域における船舶交通の整理、指導並びに浦賀水道航路における巨大船等に対する入港禁止、勧告等の措置
- ウ 危険物の保安措置
 - (ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役中止等の事故防止指導
 - (イ) シーバース、危険物荷役岸壁、危険物取扱い事業所等からの海上への危険物の流出防止指導
 - (ウ) オイルフェンス、その他の排出油防除資機材の準備指導
- エ 海上交通の安全に危険を及ぼすおそれのある工事作業等の中止指導
- オ 航路障害物の発生防止及び除去
- カ 海洋施設に対する安全確保の措置

(4) 灯台、庁舎等の保全措置

灯台、庁舎等の倒壊、出火等に備え、火気管理の徹底、消火設備及び非常電源等の被災防止上必要な措置を講じる。

第4節 警 備 対 策

1 基本方針

県警察は、東海地震注意情報等の公表に伴い、東海地震の発生に係る県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警戒体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期する。

2 平常時の措置

大震法第6条第1項第2号に定める関係機関が行う施設等の整備に関しては、警察の実施する地震防災応急対策及び災害応急対策が効果的に推進し得るよう、平素から当該関係機関との緊密な連携を保持して、その調整に配慮する。

3 警備体制の確立

(1) 警備本部の設置

県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により、東海地震注意情報を受理したときは、直ちに警察本部に警察本部長等を長とする県警察災害警備本部を、各警察署に警察署長を長とする署警察災害警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と関係市地震災害警戒本部は必要に応じて、お互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

(2) 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。

4 警戒宣言発令時対策等

県警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策に係る措置については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の

防止を図るため次の活動を実施する。

- ア 県・関係市が行う東海地震に関連する情報の伝達への協力
- イ 各種情報の収集
- ウ 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

(2) 広報

民心の安定と混乱の防止のため、次の事項を重点として広報活動を行う。

- ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- ウ 自動車運転の自粛と自動車運転者のとるべき措置
- エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- オ 不法事案を防止するための正確な情報
- カ その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序の維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は、次の活動により社会秩序維持に万全を期する。

- ア 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済班等の予防・取締り
- ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防・取締り
- エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒
- カ 自主防犯活動等に対する指導

(4) 警察施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路施設交通等について、発災に備え、その機能を保持するため、点検及び整備を実施する。

第5節 道路交通対策

県警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の円滑な避難と地震防災応急対策のために実施する円滑な緊急輸送を確保するため、次により交通規制等所要の交通対策を実施する。

県及び関係市は、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

1 交通規制措置等

(1) 基本方針

- ア 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制する。
- イ 強化地域への一般車両の流入は、極力制限する。
- ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。
- オ 高速自動車国道及び自動車専用道路（一般道路である国道271号の小田原から平塚間を含む。）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。
- カ 都県境における一般車両の流出入は、次により措置する。
 - (ア) 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限する。

- (イ) 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。
- (ウ) 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施する。

2 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジン・キーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
 - ウ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
- (2) 原則として、避難のために車両を使用しないこと。

第6節 緊急輸送対策

1 緊急輸送の実施

県、関係市等の防災関係機関等は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施する。

- (1) 警戒宣言発令時対策要員
- (2) 食糧、医薬品、防災資機材等の物資
- (3) その他必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送路等の確保

県及び関係市は、緊急輸送を実施するためあらかじめ指定した緊急輸送路及び物資受入れ港を、関係機関と協力して確保する。

緊急輸送路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段も考慮する。

3 緊急輸送車両等の確保

- (1) 県

県の緊急輸送車両等の確保体制は、次のとおりとする。

 - ア 車両の確保
 - (ア) 県保有車両の確保
 - (イ) 「緊急輸送車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づき関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼
 - (ウ) 関係業者（特殊車両等保有業者）
 - イ 航空機（ヘリコプター）の確保
 - (ア) 県、県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用
 - (イ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づき民間ヘリコプター会社に対する協力要請

(2) 関係市

関係市は、地域の状況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼する。

(3) 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両の確保を行う。

4 緊急輸送車両の確認手続

(1) 緊急輸送車両（確認対象車両）

緊急輸送車両は、大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

エ 施設及び設備の整備並びに点検

オ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持

カ 緊急輸送の確保

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

ク その他、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

(2) 緊急輸送車両の確認手続

大震法第24条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第12条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、次による。

ア 県の保有車両及び調達車両については、知事が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知する。

イ 知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会（県警察）が行う。